

産業建設常任委員会会議録

- 1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成26年12月8日（月）午前9時00分

- 2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	下深迫 孝二 君	副委員長	前 島 広 紀 君
委員	木野田 誠 君	委員	中 馬 幹 雄 君
委員	厚 地 覺 君	委員	新 橋 実 君
委員	常 盤 信 一 君	委員	岡 村 一二三 君

- 3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 志 摩 浩 志 君

- 4 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

- 5 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

- 6 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	川 東 千 尋 君	建設政策課長	茶 圓 一 智 君
建設政策課政策G長	別 當 正 浩 君	建設政策課政策G主任主事	宮 原 健 介 君
建設施設管理課長	長谷川 俊 巳 君	建設施設管理課道路管理G主幹	大岩根 充 一 君
建設施設管理課公園管理G主幹	片 白 信 人 君	建設施設管理課公園管理G主任技師	二 田 剛 君
建築住宅課長	松 元 公 生 君	建築住宅課住宅G主幹	本 村 浩 孝 君
建築住宅課建築G主幹	侍 園 賢 二 君	建築住宅課住宅収納G主幹	柰 田 信 幸 君
建築住宅課建築G主査	迫 則 男 君	建築住宅課住宅G主事	富 安 貴 光 君
農林水産部長	馬 場 勝 芳 君	農林水産政策課長	木野田 隆 君
農林水産政策課政策G長	鎌 田 順 一 君	農林水産政策課政策G主査	徳 田 章 君
耕地課長	島 内 拓 郎 君	耕地課長補佐兼管理G長	徳 丸 慎一郎 君
農政畜産課長	桑 木 治 夫 君	農政畜産課第1G長	山 下 晃 君
農政畜産課畜産G長	馬 場 光 幸 君	農政畜産課農政第2G長	末 松 正 純 君
農政畜産課農政第1G主査	有 馬 和 枝 君	農政畜産課農政第2G主事	松 元 聖 哉 君
林務水産課長	石 原 田 稔 君	林務水産課長補佐	小 原 誠 君
林務水産課森林整備G長	園 畑 精 一 君	牧園総合支所産業建設課長	白 石 耕 二 君
牧園産業建設課施設管理G長	大 脇 賢 治 君	牧園産業建設課施設管理G主査	前 田 裕 明 君
商工観光部長	藤 山 光 隆 君	商工振興課長	池 田 洋 一 君
観光課長	八 幡 洋 一 君	観光課主幹兼観光地づくりG長	竹 下 淳 一 君

観光課観光地づくりG主任主事 田ノ上 伸 吾 君 教育委員会牧園出張所教育振興課長 阿久井 洋 一 君

7 本委員会の書記は次のとおりである。

書 記 甲 斐 平 君

8 本委員会の付託案件は次のとおりである。

議案第 77号 霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 78号 霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

議案第 92号 指定管理者の指定について（霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場ほか1施設）

議案第 93号 指定管理者の指定について（霧島市国分ハイテク展望台ほか1施設）

議案第 94号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地（乗馬施設を除く。）ほか1施設）

議案第 95号 指定管理者の指定について（霧島高原国民休養地乗馬施設）

議案第 96号 指定管理者の指定について（城山公園）

議案第 97号 指定管理者の指定について（中央児童公園ほか16施設）

議案第 99号 指定管理者の指定について（霧島市国分営農研修センター）

議案第100号 指定管理者の指定について（霧島市塩浸温泉龍馬公園）

議案第101号 字の区域の変更について

議案第102号 議決事項の一部変更について（工事請負）

議案第103号 和解することについて

議案第105号 区域を越えて宮崎県都城市道の路線を認定することの承諾について

9 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 議 午前9時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

ただいまから産業建設常任委員会を開会します。本日は去る12月2日の本会議で本委員会に付託になりました議案14件の審査を行いたいと思います。ここで、委員の皆様にお諮りします。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。まず、現地調査を行いますので、玄関前に御集合ください。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午前 9時01分」

「再 開 午前10時30分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。まず、議案第96号及び議案第97号の指定管理者の指定について審査いたします。この議案2件について、一括して執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

それでは、議案第96号、97号の指定管理者の指定につきまして一括して、私のほうから概要を御説明申し上げます。まず議案第96号は、城山公園の指定管理者を指定するため、また議案第97号は国分地区内の都市公園でございます、中央児童公園ほか16公園の指定管理者を指定するために、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について議会の議決を求めるものでございます。いずれも本年の6月9日から7月14日までの間、指定管理者を公募いたしまして応募のあった各施設、それぞれ2団体につきまして、霧島市指定管理候補者選定委員会で審査をし、その審査結果に関する市長への報告に基づきまして、城山公園につきましては公益社団法人霧島市シルバー人材センターに、また国分地区内の都市公園でございます中央児童公園ほか16公園につきましては、一般財団法人霧島市施設管理公社に平成27年4月1日から平成32年3月31日まで5年間、管理を行わせようとするものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

説明の前に、先般配付されました議案第97号に添付しております説明資料に数値の誤りがありましたので、御訂正をお願いいたします。説明資料の63ページの3、指定管理者の概要で職員数の内訳を嘱託職員19人としておりますが、これを16名に、それと登録員5名としておりますが、8名に御訂正をお願いいたします。さっそく説明をさせていただきます。議案第96号、指定管理者の指定について御説明申し上げます。現在、きりしまPPP(株)を指定管理者としている城山公園について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、きりしまPPP株式会社、公益社団法人霧島市シルバー人材センターの計2団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、公益社団法人霧島市シルバー人材センターが指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、公益社団法人霧島市シルバー人材センターに平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。資料は、1から6までありますので御確認ください。ページは通し番号で打っております。まず、資料1、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。2ページの募集要項4を御覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)公園の維持管理に関する業務、(2)公園の利用の禁止及び制限に関する業務、(3)有料公園施設の利用の許可等に関する業務、(4)公園の使用料の収受に関する業務、(5)前各号に掲げるもののほか、市長が公園管理上必要と認める業務、(6)その他別紙管理業務仕様書に定めるとおり、としています。次に3ページの募集要項6の管理に要する経費について、公園の管理に要する経費は利用料金収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第5号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費としてお

支払います。次に3ページから4ページに掛けての募集要項8の参加資格について、「②平成26年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に6ページ募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。なお、「審査基準と配点」については、同じく6ページの募集要項14の(2)を御覧ください。審査基準と配点につきましては、事業計画の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるか。この項目につきましては適・否で判断し、「否」と判断された場合は失格となります。1、事業計画の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか。配点30点。2、事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか。配点30点。3、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか。配点20点。4、その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項。配点20点。4の内容としては、①市の施策との連携、②施設・設備等の維持保守管理、③関連する機関との円滑な交渉及び意思疎通ができる体制、④事務所の設置場所及び受付体制、となっております。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとしています。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書の37ページを御覧ください。こちらに委員会の構成をお示ししていますが、今回は19の施設を審査するために、委員会を四つの区分に分けています。城山公園は、委員会区分2で審査を行っており、その委員は、内部委員が平野副市長、中村副市長、高田教育長、川村総務部長、中村企画部長、川東建設部長、施設利用者及び学識経験者からなる外部委員が、池田まゆみ氏、毛利洋子氏、前田正氏、村岡ツユ子氏の計10人となっています。次に38ページ目、「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会はそれぞれの委員会区分が3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、会議終了後施設を訪問し、委員に対し施設概要の説明を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を合計した最高得点者を確認し、さらに、その最高得点者が指定管理候補者としてふさわしいか否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に「5 審査方法」について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。「審査基準と配点」は先ほどの募集要項と同じものが、45ページに記載してあり

ます。次に、審査に当たっては、51ページ、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、また、標準である「C」より不十分である場合は配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。審査内容ごとに評価A～Fで評価し、その評価から配点に乗じる割合を計算し、各項目の点数を算出します。52ページの記入例を御覧ください。表の一番右の列に計算方法とありますが、配点ごとの評点を算出したものを記入し、表下の合計点が各委員の評点となっております。42ページの評点結果に、各委員の評点及び総合計をまとめた表がありますので、御覧ください。また、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、お手持ちの議案資料に概要を掲載しております。議案資料58～59ページでございます。主な選定意見につきましては、「利用料金、減免の考え方について、市内の子供の遠足を50%減額するなど、具体的な利用者増加及び収入増加の提案を評価した」「『行ってみたい』と思わせる広報の提案」、さらには「具体的な自主事業の提案が素晴らしい」「現在の指定管理者も陶器市などされていたが、今回の自主事業の提案は、『カブト虫を採取しよう』など子供が行ってみたい自主事業が1年中ある点を評価した」「夏休みは大人も子供も楽しめるような自主事業がある。イルミネーションについても、集客の可能性を感じる」「教育委員会所管の郷土館も踏まえた案内チラシの作成について評価した」「霧島市のチャレンジデーに合わせたラジオ体操など、本市の施策との連携も図られた自主事業の提案を評価した」「新たな『城山公園情報誌』の作成や、地域の代表者や有識者の方を構成員とする『城山公園サポート委員会（仮称）』の設置などコミュニケーションツールとなる提案もあり、全体を通してバランスのよい計画であった」「広報・プロモーション活動に関して、各種メディアへの情報発信を行う予定である点、自主事業の企画内容に関してシルバー人材センターの全面協力により有資格者によるサポート体制がある点を評価した」「収支予算書と仕様書の整合性や、経営基盤の安全性、過去に類似の施設管理の実績がある点を評価した」との意見がありました。以上で城山公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。次に、議案第97号、指定管理者の指定について、御説明申し上げます。現在、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理者としている中央児童公園ほか16公園（以下「国分都市公園」という）について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、きりしま施設管理共同企業体、一般財団法人霧島市施設管理公社の計2団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、一般財団法人霧島市施設管理公社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、一般財団法人霧島市施設管理公社に平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。資料は、1から6までありますので御確認ください。ページは通し番号で打つてあります。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項

4を御覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)公園の維持管理に関する業務、(2)公園の利用の禁止及び制限に関する業務、(3)公園の使用料の収受に関する業務、(4)前各号に掲げるもののほか、市長が公園管理上必要と認める業務、(5)その他別紙管理業務仕様書に定めるとおり、としています。次に、資料1募集要項6の管理に要する経費、8の参加資格、14の選定方法については、議案第96号で説明しましたとおりであります。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」に沿って選定委員会における審査経過について御説明いたします。国分都市公園は、委員会区分2で審査を行っていますが、内部委員の中村副市長が申請団体の役員であることから評点ができませんので、委員会から中村副市長を除いた9名の委員で審査を行っております。次の4審議経過、5審査方法については、議案第96号で説明しましたとおりであります。評点結果については、各委員の評点及び総合計をまとめた表を46ページに掲載していますので、御覧ください。また、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、お手持ちの議案資料に概要を掲載しております。(議案資料63～64ページ)主な選定意見につきましては、「現在も管理を行っており、現在の利用状況についてもよく把握された計画を評価した」「霧島市施設管理公社は、現在も市街地に事務所を有しており、受付体制については、利便性が高い点を評価した」「公園は、遊具の安全点検が重要で、週2回必ず巡回し、トイレ・遊具の不具合の発見に努める提案を評価した」「草刈り回数などの具体的な提案や、施設管理公社一丸となったバックアップ体制を評価した」「管理運営体制、リスク分担に関しても具体的な計画が記載されている点を評価した」「車両系建設機械運転免許など、各種免許を持った職員が配置されることを評価した」「公園を実際見たところ綺麗に管理されている。周辺の管理体制も提案されており、地域コミュニティとしても安心感がある」との意見がありました。以上で国分都市公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長(下深迫孝二君)

ただいま説明が終わりました。これよりこの議案2件を一括し、質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員(木野田誠君)

まず最初に、PPP(株)の構成はどういう組織なのか教えていただきたいと思います。

○建設施設管理課主幹兼公園管理G長(片白信人君)

市内の建設業からなる会社でございまして、構成と致しましてはヤマグチ株式会社、淵脇建設株式会社、吉村工業株式会社、株式会社福山土木、末重建設株式会社の5者でございまして。

○委員(木野田誠君)

PPP(株)は今年度まで入れて5年間、城山公園を管理されてきているわけですが、今回の審査で今度はシルバー人材センターが指定管理を受けられるということですが、恐らくプレゼンの内容を比較して審査されて、こういう形になってきたとは思いますが、行政として毎年、年度評価をされていると思います。毎年、年度評価をされているこの結果はどういう評価をされているんですか。

○委員長（下深迫孝二君）

委員の皆さんにお願いしておきますが、2件ありますので次からは96号、97号どちらか分かるように先に言うようにしてください。

○建設施設管理課主幹兼公園管理G長（片白信人君）

年度評価については毎年、実施しております。手元に資料はないんですが、総合的な評価ということで5年間の指定管理期間がございますけれども、最後の年ということで総合評価的なものはしておりますけれども、それについて資料がございます。その説明を申し上げますと、総合評価的にはSSという評価が城山公園のほうには出ておりますけれども、管理状況について、そういう施設の老朽化がある中で工夫、自助努力による管理姿勢が良好であるということで評価をしております。運営状況につきましては、施設利用の減少がありますけれども、自主事業は積極的な企画・実施がなされているということで評価しております。あと、収支状況につきましては5年間ということであるんですけど、年度年度で言いますとマイナス収支もありますけれども、それにつきましては管理者の責任を遂行していると、そういう維持管理方面に使っているということで評価をしております。それと施設利用についてのアンケート等で、運営について利用者の積極的な意見も取り入れておられますし、非常に風通しのよい管理運営に努めているということで、こちらのほうでは評価をしております。

○委員（木野田誠君）

今、話をしていただきましたように、私もその資料を見せてもらいましたけれども、評価は何段階かのランクがあって、一番トップのランクなんですね。片一方のシルバー人材センターを見せてもらうと、この評価は浜之市ふれあいセンターのところで審査しましたシルバー人材センターは最下位のランクに評価をされているようでございました。それはいいんですけれども、行政の皆さんがされた年度評価で上位のランクに評価されていながら、この審査の方法として、特に審査をされる方が一般の方も入っていらっしゃるわけですけども、プレゼンだけでされたんじゃないかなという懸念が私としてはぬぐいきれないわけですよ。その辺の年度評価をされた結果は、この選定委員会の中では全然触れられていないわけですか。どうなんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

総合評価の結果を反映しないのかということかと思えます。総合評価につきましては、当該施設におけるサービスの履行状況の確認、安全管理、法令遵守等の指定管理者を守るべき事項についてのチェック行うとともに、業務実績状況や利用満足度を確認し、その結果を今後の管理運営に反映していくことを目的としております。指定管理期間が満了となる施設を対象に実施しております。この結果は当該施設についての指定管理者の評価であり、施設の条件等も異なることから指定管理者同士を比較できる資料ではないことから、公募による指定管理者選定の選定基準には、直接反映しておりません。

○委員（木野田誠君）

96号を中心にしてお伺いしますけれども、この資料の中にも過去3年間の年間利用実績、それから

年間利用者実績も上向いているんですけども、例えば指定管理の部分でどの指定管理を受けるところもそうだと思うんですが、一生懸命やっていたらいいわけですね。非常に細やかなところまでいろいろ協定の中に出てくるわけですから、やはりその辺ももうちょっと評価するシステムで、その選定委員の方に評価してもらうような形というのができないかなというようなことで、質問をさせてもらっているわけですけども、ちょっと考えるに単純にプレゼンを見て、プレゼンはプレゼンを書くのに長けている人が書けば、ものすごくよく書けるわけですけども、そういう感じがどうしても否めないところがあるものですから、質問させてもらっております。その辺の考え方についてはどう思われますか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

総合評価がS Sである業者の実績が加味されているのかというようなことなんですけれども、直接総合評価は反映していませんが、選定基準表の資料の49ページの中で③の市内及び市外における当該施設と同種、類似の施設の管理実績において、これまでの実績を点数に反映する仕組みは設けております。

○委員（木野田誠君）

一応、加味はしてあるという答弁ですね。分かりました。今後ぜひ、その辺も含めて選定はやっていただきたいと思うんですが、この管理者が決定してからの決定通知と今回の場合も2者あって片一方は決定からもれているわけですけども、そちらの両方に対してはどういう通知をされていますか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理G長（片白信人君）

2者とも審査結果を文書にて送付しております。

○委員（木野田誠君）

ですから、その文書の内容はどういう内容か具体的に教えてください。

○建設施設管理課主幹兼公園管理G長（片白信人君）

その事業審査内容と評点点数を各項目出しまして、それを分かるように送付しております。

○委員（木野田誠君）

評点点数というのは、恐らくこの総合点の評点点数だと思うんですが、ここで申し上げたいのが、指定管理に指定されようとしているところは、こういうふうにも資料にもありますように、こういうことがまた届けられると思うんですけども、やはりこの5年間やってきた業者については、同じところで外れた業者については、こういう審査をしたら、こういうところがもの足りなかった点があったとか、もう少し詳しく説明してあげる必要があるんじゃないかなということを感じたんですが、そこは5年間一生懸命やってきて、ただ評価点数がこうでしたから今回は残念ながら外れましたというようなことではなくて、もっと詳しい、こういう理由で、こういうところがだめでとか比較されているわけですから、その辺をもうちょっと次のステップを考えて、将来のことを考えて、だめだったらだめだったという説明を加えていただきたいと思います。よろしくお願いします。どうでしょ



うか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

指定管理者につきましては、今回はうちのほうで2件お願いしているところですが、先ほど述べましたように、19か所の指定管理者の施設を今回、市内の委員会で決定し、候補者となることを今、お願いしているところなんです、それについてはまた一番の担当課である、行政改革推進課のほうとも協議をさせていただきたいと思います。

○委員（木野田誠君）

なるべく詳しい説明をしてあげるようにしていただきたいと思います。終わります。

○委員（常盤信一君）

単純なことです、選定結果の報告と、決定とは当然違うと思うんだけど、もう既にその評価については、例えば96号、97号に関わる業者については提出をしたと、決定についてはいつ頃出される予定ですか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理G長（片白信人君）

議決後、1月中旬に決定通知は交付されるというスケジュールになっております。

○委員（常盤信一君）

分かりました。それから96、97号の両方に関わるんですが、5年間の間にいろんな市民の方々から苦情や悪いことだけではない評価も含めていろいろあったと思うんですが、その点では指定管理を受けた方々の評価の問題と、行政が思ったようにしていない部分等、サービス低下も含めて、何か挙がってきている分があったと思うんですが、そこら辺のものの見方というのは、どのように評価をされるんですか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

今までの苦情等については、いろいろ我々のほうにもきまして、指定管理者のほうと協議しながら対応してきているところなんですけれども、今回のこの募集要項の中では、今後のそういうリスクの問題とか、そういう対応についての考え方を評価しているということでございます。

○委員（常盤信一君）

もちろん同じ業者でなかったりするわけなんですけれども、当然、市としての方針・政策にかなったという点での一定の価格もしていらっしゃるわけですから、当然そういう意味では期待に応えられるような指定管理業者として任務を遂行したというふうに評価をすべきだと思うんですが、そうでない部分もあるのかのようによく聞くときもあるものですから、当然、これから5年間について言えば、市の考える施策と合致し、必要なお金を支出をしたので、逆に言えばそれ以上の効果が表れるというふうに認識をすればいいですか。

○委員長（下深迫孝二君）

執行部のみなさん、委員会に臨んでいるわけですから、もう少しテキパキとお願いします。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

事業計画が履行されなかった場合はどうするかとか、そういうことになるかと思いますが、市では月例報告、年度事業報告によりモニタリングを実施して、指定管理者の管理監督を行っています。その中で事業計画に基づいた業務の履行など、必要な指示を行うことがあります。それに従わない場合は、地方自治法で指定を取り消すことができるとなっておりますので、今後、指定管理を受けられた業者については、こういう形で指導していくということです。

○委員（新橋 実君）

議案第97号ですけれども、このきりしま施設管理共同企業体はどういった団体ですか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理G長（片白信人君）

これにつきましては、3者の出資会社でございまして、きりしまPPP株式会社、国分ビルサービス株式会社、有限会社西村造園でございます。

○委員（中馬幹雄君）

この審査結果なんですけど、両方とも96号、97号におきまして、割合的に各委員の評点と言いますか、6割から9割、60点代から90点代までばらつきがあるんですけど、これは個人の考えということで判断していいんですか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理G長（片白信人君）

そのとおりだと思います。

○委員（中馬幹雄君）

その場合、委員の中には行政の部長さんがいらっしゃいます。それと一般からそれぞれの委員区分で管轄が分かれておりますが、この一般の方のその地域におけるかねての把握というのは、十分されているんでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理G長（片白信人君）

施設の把握ということでよろしいでしょうか。その委員については、我々の委員の方々については施設の利用者ということであります。それと1名は学識経験者ということでお願いをしております。都市公園の学識があるということでお願いをしているところでございます。

○委員（中馬幹雄君）

そういうことではあるんですけど、ただ点数に開きがあるということは、私個人の考えですが、点数の辛いのは部長さんの意見かなと、そして割と高得点を取っているのはこの利用者の方たちで、余り中身を把握されきってないんじゃないかなと考えております。というのは、例えば委員区分の2で多分96号に関しては、区分の2のところ審査されたと思うんですけど、その委員区分の2におきましては、営農センター、上之段コミュニティ広場、城山公園、都市公園、この管轄だと思うんですけど、これを果たしてこの4人の方が把握されているのかなと、ちょっと疑問を持ったものですからそういう質問をしました。どうなんでしょうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

外部委員の方と今、御紹介させていただきましたけれども、地区自治公民館長さんであったりして、

地区に精通されているということや、先ほど言いましたように学識経験者の方で、公園の考え方から幅広い視野で評価できるということで、お願いしたところでもありますけれども、第1回目の会の終了後、城山公園や国分西コミュニティ広場とか、そういうところを御案内させていただきまして、現状を見ていただいたという状況ではあります。

○委員（前島広紀君）

1点、質問させていただきたいと思います。96号についてなんですけれども、造園関係者の方々と話をしますと、例えば地目に関してですが、地目の管理はやっぱり5年とか10年とかそういう長い期間で計画して管理していくのが割と多いと思うんです。例えば5年おきぐらいに、お茶などもそうなんですけれども、強く切ったり、弱く切ったり、表面だけ切ったりとか、そういう管理の仕方もあるんですけれども、今までの方もそのようにやってこられたという話は伺っております。そうしたときに、引き継ぎと言いますか、その業者さんに全てを任せるのでしょうか。それとも市がある程度、管理の仕方など、そういうことも指示をされるのでしょうか。

○建設施設管理課主幹兼公園管理G長（片白信人君）

現指定管理者もそれぞれの作業の内容を把握しておりますし、また整理もしております。それにつきましては、今回、決まりましたら引き継ぎの中で、しっかりと引き継がれていくと思います。

○委員（前島広紀君）

先ほども言いましたように、樹木の管理というのは長い目で見ていただきたいと思います。それと今までの評価がよかったのに変える必要はなかったんじゃないのかなというふうにも少し思うところもありまして、それともう一つはシルバーさんが剪定された樹木を見ますと、結構疑問に思うところがあります。一般質問でも申し上げましたけれども、市民会館の前にマツの木の剪定をしたところがあります。知識がない方がされたんだと思いますけれども、一般質問でも言いましたが、マツの木というのは途中から切ったら、そこから芽は吹いてきません。知識がない方が切られたと思いますけれども、そういうマツの木とかサクラの剪定の仕方とか、シルバーさんが剪定されたところに疑問に思うところがありますので、もしシルバーさんで決まるのであれば、その辺りはしっかりチェックしていかないと、造園関係者の場合は資格を持った方がそういう作業をするのか多いです。シルバーの場合はそういう資格を持っていらっしゃるのかどうかも、チェックする体制が必要ではないかと思えますけれども、その辺りに関してはどうでしょうか。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

事業計画書の中でも、管理の仕方については述べられておりますので、それに基づきながら指導すべきところがあれば、指導をすることになろうかと思えます。

○委員（厚地 覺君）

今回は大変立派な指定管理者についての資料が出されておりますけれども、前回は選定委員も出されていなかった。出せ出せと言っても黒塗りとか、最終的には出されましたけれども、その辺の心境の変化と、前副市長、現副市長と、この辺も我々としては採点に引っ掛かる面もあるわけですけど

も、事業計画についても、はっきり言えばこれは作文ですから、過去の実績はどうだったか、過去5年間の収支予算はどうだったか、その辺はもちろん評価されているわけですかね。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

先ほど来も過去の評価はどうかというところがございましたけれども、我々としての中での選定基準というのは、やっぱり選定基準の資料の49ページを先ほど読みましたけれども、3の③の市内及び市外の当施設と同種、類似の施設の管理実績によって、これまでの実績を点数に反映する仕組みは若干、設けてあるというところしか述べられないところでございます。

○委員（木野田誠君）

くどいようですけれども、今、長谷川課長がおっしゃったように、この96号以外の決定理由のところを見てみますと、確かに管理実績もありということで評価されて、指定管理が決まったところがあります。たまたま96号については内部評価も最高のランクに位置していながら、そういう過去の管理実績もありという言葉が残念ながら出て来ていないと、残念ながらと言ったら語弊がありますが。先ほどから言いますように、プレゼンで評価されるのもいいですけれども、やはり今までの過去の5年間、指定管理に当たられた方は一生懸命やってきているわけですから、間違いがなければ過去の実績を十分考慮されてやっていただくように、この96号だけのことではないんですけれども、そういう評価は踏まえていただきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

要望でいいですか。

○委員（木野田誠君）

はい。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第96号及び議案第97号についての質疑を終わります。次に、議案第105号、区域を越えて宮崎県都城市道の路線を認定することの承諾について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

それでは、議案第105号、区域を超えて宮崎県都城市道の路線を認定することの承諾について、概要を御説明申し上げます。本市の区域に設置されました都城市道路線につきまして、当該路線の変更が生じたことから、同市が路線を認定することにつきまして、本市が道路法の第8条第3項に基づく承諾をすることについて、同法の第8条第4項に基づき、議会の議決を求めるものでございます。詳細につきましては、担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○建設施設管理課長（長谷川俊己君）

議案第105号 区域を越えて宮崎県都城市道の路線を認定することの承諾について、御説明申し上げます。当該地は、霧島市霧島の北東部で、鹿児島県と宮崎県の県境に位置する路線であります。この2路線は、昭和58年から旧霧島町と都城市において道路管理協定を締結し、都城市の市道として管理されてきた道路であります。これまでの経緯と致しまして、平成5年1月に県境（道路の中央）が確定したことを受けて、同年5月に道路法第8条第3項に規定にする「当該市町村の区域を越えて市町村道の路線を認定することについて」霧島町長の承諾と、同法第4項に規定する霧島町議会の議決を経て、「都城市と霧島町にまたがる道路の管理協定」を締結し、現在に至っているところであります。今回、都城市から改めて承諾を求められた理由は、平成18年1月1日付けで都城市と周辺4町が合併し、新しい都城市が発足しておりますが、道路管理上、その基礎資料となる道路台帳等を統合する必要があることから、現在の市道を一括廃止後、一括認定を行うために道路法に基づく当市の承諾を求められたものであります。路線ごとに御説明申し上げますと、「荒襲・猪子石線」につきましては、起点・終点の変更はありませんが、道路延長が現在より1.6m長くなっております。理由は、今回、精度の高いGPSを用いた測量による、測量誤差ということであります。一方、「折田代634号線」は、起点の変更はありませんが、現在の道路延長249.3mを25mに短縮したいため、終点部を変更するとともに、路線名を「荒襲468号線」と、しようとするものです。路線延長を短くする理由は、起点からアスファルト舗装及び道路側溝が敷設してある所までを市道に、残りは都城市の「法定外公共物の管理に関する条例」により管理していくというもので、2路線ともこれまでどおり都城市が道路管理を行うことについて、議会の承認を求められたものであります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第105号についての質疑を終わります。次に、議案第78号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

それでは、議案第78号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正につきまして概要を御説明申し上げます。平成27年1月及び3月に建て替え工事が完了予定でございます木之房団地を市営住宅として、設置及び管理するとともに、稲荷団地1戸の取壊しを行うため、所要の規定を定めるものでございます。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築住宅課長（松元公生君）

霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年霧島市条例第277号）は、別表中、隼人地区の木之房団地、中層耐火構造20戸と木造平家建2戸を追加し、そして隼人地区の稲荷団地簡易耐火構造平家建1戸を削除するものです。改正の理由としまして、平成26年1月着工の木之房団地4号棟の中層耐火構造4階建20戸が平成27年1月に完成予定、平成26年11月着工の木之房団地5号棟の木造平

家建2戸が平成27年3月に完成予定のため、市営住宅として管理を開始するためであります。別紙図面の青色箇所が管理開始の4号棟と5号棟です。そして稲荷団地簡易耐火構造平家建1戸が本年7月に火災により被災したため、解体を行ったためであります。火災分の解体費用については、火災保険を充当する予定です。今回の設置及び解体を行うことにより市営住宅は準公営住宅、特定公共賃貸住宅を含めて4,446戸、単独住宅は243戸になります。以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

木之房団地は27年1月に完成予定ということですが、募集はしてあるんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

4号棟につきましては、募集期間を来年の1月15日から1月30日で予定しております。

○委員（新橋 実君）

入居はいつになるんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

抽選を2月9日、月曜日に行います。入居につきましては、その後日10日以降、書類がそろえば随時入居はできます。

○委員（新橋 実君）

木之房団地については、国分・隼人についてはほとんど入居率は100%だということなんですけれども、現在入っている木之房団地についても全て100%なんですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

今のところ100%です。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで議案第78号についての質疑を終わります。次に議案第102号、議決事項の一部変更について審査します。執行部の説明を求めます。

○建設部長（川東千尋君）

それでは議案第102号、議決事項の一部変更につきまして概要を御説明申し上げます。木之房団地4号棟の建て替え建築工事におきまして、平成26年6月5日付けで請負者の南建設株式会社よりインフレライド条項に基づく請負代金の変更請求が提出されたため、発注者・請負者で協議の結果、変更請求額の400万円、これは税込みでございますが、これを増額変更するものでございます。詳細につきましては担当課長が御説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○建築住宅課長（松元公生君）

議案第102号について、説明いたします。議案の83ページです。木之房団地建替（4号棟）建築工事の請負契約は、平成26年1月10日、平成25年第4回定例議会で可決され、消費税法改正法第2条の規定に基づく消費税の税率の改正及び地方税法等改正法第1条の規定に基づく地方消費税の税率の改正に伴い、平成26年4月1日以降の工事が増額になるための契約変更を平成26年3月28日、平成26年第1回定例議会で可決されております。今回の変更は、インフレスライド条項等の運用に伴いますもので、平成26年2月から運用となる公共工事設計労務単価が決定・公表され平成25年度当初の労務単価と比べ、全国平均で7.1%上昇となりました。このため国においては、新労務単価の上昇を受け、一定の既契約工事について、賃金等の急激な変動に対するためのインフレスライド条項を平成26年1月30日付で、鹿児島県は2月10日付で、そして本市も3月12日付で運用になりました。工事請負契約約款の第25条第6項に、予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、前各号の既定にかかわらず、請負代金の変更を請求することができるとしており、このスライド条項の運用となる主な条件は、①残工期が基準日から2か月以上あること。②スライド額は労務単価、材料単価、機械器具損料並びにこれに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更について行う。③基準日以降の変動前残工事額が1.0%以上上昇した場合、増額スライドを適用するようになっており、これらの条件に基づき木之房団地建替（4号棟）建築工事の増額変更を行うものです。木之房団地建替（4号棟）建築工事について、工事請負契約約款の第25条第6項のインフレスライド条項に基づく請求が請負者から提出され、提出された書類等により現場で出来高確認を行い、設計額の精査及び下請契約の確認を行ったところ妥当であったため、請負者と協議の結果、変更請求額のX税込400万円の増額変更になります。なお、金額については、市の変更設計額の範囲内であります。現請負代金額、2億4,029万4,000円、変更後請負代金額、2億44,29万4,000円で400万円の増額になります。次のページに計算の詳細を記載しております。以上で説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

ということは、これについては機械器具損料並びにこれに伴う共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の変更ということで理解していいんですか。それとも労務単価とか材料単価も上がったということですか。

○建築住宅課長（松元公生君）

はい、労務単価と材料とか、そういったものも上がっておりますので、それに伴います変更でございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第102号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時42分」

「再開 午前11時45分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第77号、霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

まず、議案説明の前に12月5日の本会議におきまして、この議案第77号の訂正について御承認いただきましたことにつきまして、お礼を申し上げますとともにこのような事態になりましたこととお詫び申し上げます。このことにつきましては、ただいまお手元に配付いたしましたけれども、青果市場の暦を御覧いただきますとお分かりのとおり、水曜日が市場の休業日と思われるため、担当者が市場の卸売業者である大同青果株式会社に問い合わせましたところ、確かに水曜日が休業日であるとの回答でございました。よって、条例第4条第1項に規定されている休業日である日曜日を水曜日に変更する必要が生じたと判断し、条例の一部改正案を提案いたしました。しかしながら、公設市場におきましては、条例上の休業日である日曜日のほかに条例第4条第2項中の中に、休日以外の日を休業日として定めることができるという規定により、水曜日も休業日としていることが後もって確認されたところがございます。つまり市場の休業日は現行条例に即した運用がなされているため、条例改正を行う必要がないことから、当該改正部分を訂正するに至った次第でございます。大変申しわけございませんでした。それでは議案第77号、霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について説明申し上げます。今回の改正は、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律が改正されたことにより、条例第40条第6項第2号イ中の引用規定である同法「第19条の8」を「第19条の13」に改めることが主な内容であり、そのほか用語の整理のため、所要の改正を行うものでございます。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第77号についての質疑を終わります。次に議案第92号及び議案第99号の指定管理者の指定についてを審査いたします。この議案2件について一括して執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

議案第92号及び第99号、指定管理者の指定について説明申し上げます。霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場及び霧島市国分畜産研修センター並びに霧島市国分営農研修センターの施設について、指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。指定管理者となる団体の名称及び指定の期間等詳細につきまして



ては、担当課長が説明申し上げますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

議案第92号、指定管理者の指定について（霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場及び霧島市国分畜産研修センター）です。現在、きりしまPPP株式会社を指定管理者としている霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場及び霧島市国分畜産研修センターについて、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回、公募を行ったところ、きりしまPPP株式会社の1団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、きりしまPPP株式会社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、きりしまPPP株式会社に平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、配付しております資料に基づき説明いたします。資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。4ページの募集要項4を御覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)コミュニティ広場等の維持管理に関する業務、(2)コミュニティ広場等の使用許可、使用許可の取消し等に関する業務、(3)コミュニティ広場等の使用料の収受に関する業務、(4)前3号に掲げるもののほか、市長が管理上必要と認める業務、(5)その他、別紙管理業務仕様書に定めるとおりとしています。次に、募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は市から支払う委託料によって賄うこととしており、このうち、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、市が定めた基準価格の範囲内で指定管理者が提案した各年度の指定管理料に、当該年度に適用される消費税及び地方消費税を加えた額とします。なお、市からの委託料については、今回の一般会計補正予算第5号に債務負担行為を計上していますが、その具体額は年度協定により定め、管理経費として支払うこととします。次に、募集要項8の参加資格について、「②平成26年4月1日現在で、鹿児島県内に事業所を有する法人、その他の団体」としています。これは、霧島市に参加資格を限定すると、企業間の競争が制限され、質の高い応募者の申請が阻害される恐れがあることから、市内企業の振興という視点もありますが、指定管理者制度の本来の目的である「市民サービスの向上」と「経費節減」を重視し、参加資格を「鹿児島県内」の法人その他の団体としているところです。次に、7ページをお開きください。募集要項14の選定方法については、指定管理候補者選定委員会において、各委員が(2)の「審査基準と配点」に沿って審査し、評点の合計が最も高い申請者について指定管理候補者としてふさわしいか審査しています。内容につきましては「事業計画書の内容が、市民の平等な利用を確保することができるものであるか」の適・否の判断。「1事業計画書の内容が、当該公の施設の効用を最大限に発揮させるものであるか」についての配点を35点。「2事業計画書の内容が、管理に係る経費の縮減が図られるものであるか」についての配点を30点。「3事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しているか」についての配点を20点。次に8ページをお開きください。「4その他、当該公の施設の設置目的を達成するために必要と認める事項」についての配点を15点。1から4の合計100点となります。また、選定委員会の審査後は、「指定管理候補者選定委員会の選定結果に基づき、最終的に市において指定管理候補者を決定」することとして

います。次に、35ページをお開きください。資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。資料37ページをお開きください。こちらに委員会の構成をお示ししていますが、今回は19の施設を審査するために、委員会を四つの区分に分けています。霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場及び霧島市国分畜産研修センターは、委員会区分2で審査を行っており、その委員は、内部委員が平野副市長、中村副市長、高田教育長、川村総務部長、中村企画部長、馬場農林水産部長、外部委員が池田委員、毛利委員、前田委員、村岡委員の計10人となっています。次に、38ページをお開きください。「4 審議経過」について御説明いたします。今回の選定委員会はそれぞれの委員会区分が3回の会議を開催し、指定管理候補者を選定しました。まず、第1回の会議では、事務局から委員会の役割や評点方法及び各団体から提出された事業計画書等の説明を行い、会議終了後に施設を訪問し、委員に対し施設概要の説明を行いました。第2回の会議では、委員から申請者に対し、事業計画書の内容について不明な点や、詳しく聞きたい点などについて、ヒアリングを実施しました。その後、各委員が持ち帰って評点を行い、第3回の会議で委員全員の得点を合計した最高得点者を確認し、さらに、その最高得点者が指定管理候補者としてふさわしいかを否かを審査し、選定意見を取りまとめています。次に、「5 審査方法」について御説明いたします。委員会では、施設の募集要項において、あらかじめ定めた「審査基準と配点」に従って、申請者から提出された事業計画書等の提案書類の審査、申請者へのヒアリングを行いました。「審査基準と配点」は先ほどの募集要項と同じものが、45ページに記載してあります。次に、49ページをお開きください。審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、まず標準を、配点の6割を得点とする評価「C」とし、提案内容が標準である「C」より優れている場合は、満点の評価「A」又は配点の8割を得点とする評価「B」を付け、標準である「C」より不十分である場合は、配点の4割を得点とする評価「D」、又は配点の2割を得点とする評価「E」を付けます。なお、記述がない又は審査項目と関係のない記述の場合は得点をゼロとする「F」で評価しています。評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の42ページを御覧ください。評点結果につきまして、きりしまPPP株式会社が748点となりました。主な選定意見と致しまして、「出資5社による機械機材、管理運営のサポート体制があるため、グラウンド整備、芝管理などを迅速かつ安価で行うことができるという、これまでの実績から得られた提案に説得力がある点を評価した」等の意見がありました。以上で霧島市国分上之段・国分平山・国分塚脇地区コミュニティ広場及び霧島市国分畜産研修センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 0時01分」

「再 開 午後 1時00分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。執行部の説明をお願いします。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

それでは引き続き、議案第99号、指定管理者の指定についてです。現在、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理者としている霧島市国分営農研修センターについて、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回、公募を行ったところ、一般財団法人霧島市施設管理公社、有限会社熊南空調システムの計2団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、一般財団法人霧島市施設管理公社が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、一般財団法人霧島市施設管理公社に平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、配付しております資料に基づき説明いたしますが、議案92号と共通する項目もありますので、議案第99号につきましては、相違部分についてのみ説明いたします。資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページをお開きください。募集要項4の指定管理者が行う業務につきましては、議案92号で説明したものと同様でございますので省略させていただきます。次に、募集要項6の管理に要する経費について、議案第92号との相違部分は、利用料金収入及び市から支払う委託料によって賄うこととしております。次に、4ページをお開きください。募集要項8の参加資格についてですが、議案第92号で説明したものと同様でございます。次に、6ページをお開きください。募集要項14の選定方法「審査基準と配点」についてですが、議案第92号で説明したものと同様でございます。次に、37ページにあります資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。39ページをお開きください。委員構成について御説明いたします。霧島市国分営農研修センターは、議案第92号と同じく委員会区分2で審査を行っておりますが、申請者の中に一般財団法人霧島市施設管理公社があり、理事長が中村副市長であることから中村副市長を除いた計9人となっております。次に、40ページをお開きください。「4 審議経過」についてですが、議案第92号で説明したものと同様でございます。次に、「5 審査方法」についてですが、議案第92号で説明したものと同様でございます。「審査基準と配点」は先ほどの募集要項と同じでございます。次に、資料5の「指定管理候補者選定審査表」についてですが、議案92号で説明したものと同様でございます。次に、44ページをお開きください。評点結果につきまして、一般財団法人霧島市施設管理公社が683点、有限会社熊南空調システムが633点です。主な選定意見と致しまして、「施設を視察した際、決して新しい建物にもかかわらず、手の行き届いた管理によって衛生的・綺麗に使われている印象を受けた点で評価した」等の意見がありました。以上で霧島市国分営農研修センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これより議案第2件を一括して質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

92号についてすけれども、1者の応募ということですから、公募の期間はどれくらいでされましたか。いつからいつまでですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

平成26年6月9日から26年7月14日までの間です。

○委員（新橋 実君）

公募の方法をもう1回、確認をします。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

広報誌掲載とホームページ掲載で行っております。

○委員（新橋 実君）

結局、6月9日から7月14日まで公募をして1者しか受付がなかったということなんですけれども、それでこれも前の業者だったわけですよ。そういう中でやはり公募期間は結構あるわけですが、なぜ1者しかなかったのか、その原因の主なものはなんだと思われませんか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

施設としてコミュニティ広場が主でございますので、余り魅力がないのかなというふうに考えております。

○委員（新橋 実君）

これは農政畜産課の施設なんですけれども、例えば先ほど建設施設管理課もあったわけですが、そういうところとタイアップして、今、縦割りになっているわけですが、横でつないで一緒にするとか、そういうことはできないんですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

コミュニティ広場ですので、以前から都市公園と一緒に、同じような形でできないかということでしたけれども、最初造ったときに農政畜産の事業であったことで、うちのほうで管理しなさいということが、前々からあるみたいです。

○委員（新橋 実君）

それはそうですけれども、今後はここで言ってもしょうがないかも分かりませんが、やはりそういった縦割りを変えて、全体でやることでまたいい管理もできるかもしれませんし、多くの業者が、競争原理も働いていい管理ができるかもしれませんので、部長、今後はそういったことも含めて、部長もこの中に入らっしゃるわけですので、そういった意見はでないのか、お伺いします。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

ただいま課長が申しあげましたように、私どものほうとしましては、コミュニティ広場、これにつきましては、建設部のほうで全てのコミュニティ広場を管理しているわけですので、同じようにしてほしいと、ただ、私どものところ畜産研修センターなんですけれども、コミュニティ広場の一角にあるだけなんです。だから全部一緒にしていただきたいということで、お願いはしているんですが、

なかなか、これは内部のことでございますけれども、今後、縦割りではなく、そういう施設をまとめて指定管理者として出したほうが、おっしゃるとおり、またいい業者さんさも手を挙げられる可能性があると思いますので、今後はそのように協議をしていきたいと思います。

○委員（中馬幹雄君）

99号の国分営農研修センターの件ですが、あそこはものすごく利用者が多いということで、3か月前に申し込みを受け付けるんですかね。そうすると、朝早くから並ばないとどうしても取れないとか、そういうふうになっているようでございます。それと、この前、様子を見に行ったら、味噌作りをされておりました。ところが味噌作りに関しましては、2日間必要であると。そうすると今は土日が使えないと、ですから5日間なんですよね。そうすると1日空いてしまって無駄だと。利用者としては、できれば土曜日まで使わせてもらえれば、3交代できるんだがというような意見がありました。その辺はどうお考えでしょうか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

以前、平成24年度までだったと思うんですが、指定管理者のほうで土曜日も開館ということでしてらっしゃったみたいなんです。人件費等の関係もあつたりして、25年度からは土曜日は閉館という形にしてらっしゃいまして、この選定委員会の中で委員の方からもぜひ土曜日も開けてほしいというような意見がございました。指定管理を公募された方のほうからも利用者の要望があれば、今後、努力するというようなお話は頂いております。

○委員（中馬幹雄君）

利用者のことをまず考えていただきたいと思います。それで、人件費がどうのこうのという問題も出てくると思いますけれども、その場合には年322万9,000円ですか、この人件費をちょっと上乘せさせていただきたいと考えるんですがどうでしょうか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

土曜日が開館という形になりますと、実績的に出てきますので、そのときに検討していきたいと思えます。

○委員（新橋 実君）

前、ちょっと問題になったんですけれども、議案第99号のほうですけれども、今回、指定管理者選定委員会に熊本の業者ですね、住所自体は熊本になっているわけです。熊本市の業者で県内の事務所で出水のほうに事務所はあるわけですが、この取扱いですが、事務所が鹿児島県内にあればいいのか、先ほどの報告の中で競争原理が働くようにということで、県内と言われておりましたが、東京に本社があっても県内に営業所でもなんでもあればいいということですか。

○農政畜産課長（桑木治夫君）

今、新橋議員が言われたとおりで、県内に営業所等があればいいということです。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第92号及び議案第99号についての質疑を終わります。次に議案第101号、字の区域の変更について審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

議案第101号、字の区域の変更について説明申し上げます。県営中山間地域総合整備事業において、牧園町持松地区の水田圃場整備を実施したことに伴い、字界が不整形となり、整理する必要が生じたので、地方自治法第260条第1項の規定に基づき、字の区域の変更をするため、議会の議決を求めようとするものでございます。変更の内容につきましては、字天水堂面の一部を字前田に、字内恒見の一部を字狩田に、字狩田及び字猿食の一部を字平原前に、字平原前及び字佛前の一部を字猿食に、字猿食の一部を字佛前にそれぞれ包括し、変更するものでございます。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですのでこれで議案第101号についての質疑を終わります。次に議案第103号、和解することについて審査いたします。執行部の説明を求めます。

○農林水産部長（馬場勝芳君）

議案第103号、和解することについて説明申し上げます。霧島市牧園町上中津川字千石迫1556番1の霧島市有林内において、平成26年9月10日から翌11日までの間に、霧島市牧園町宿窪田2516番地、福地産業㈱が、市有林の広葉樹等11本を誤って伐採いたしました。この件に関しまして、市が算定した損害賠償請求額38,700円を相手方が支払うことに応じたため、和解することについて、地方自治法第96条第1項第12号の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。以上、御説明申し上げましたが、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（新橋 実君）

ここに市有地があったということですね。最初に立会いはされなかったんですか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

ここの誤って伐採をした市有地でございますけれども、業者のほうから市のほうに市有林に進入して誤って伐採したという報告がありました。それを受けて、市のほうで現地の確認をした次第でございます。

○委員（新橋 実君）

ということは、全然連絡もなしにされたということですか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

市のほうには連絡が入っておらず、市のほうに届出がなくて誤って伐採をしております。

○委員（新橋 実君）

相手方のこの敷地面積ですけれども、これは何㎡ぐらいあるんですか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

お手元にカラーの位置図を配付いたしておりますけれども、この青い太陽光発電施設建設予定地というところが畑地でございます、1万5,730㎡ございます。市有林のほうの地籍面積が955㎡でございます。その中の一部756㎡を誤って伐採したという報告でございました。

○委員（新橋 実君）

相手方が1万5,730㎡あるということは、県の許可とかそういった関係書類等を出す必要はないんですか。森林開発許可とか、申請は必要なかったんですか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

農地で畑の地目でございますので、これは農業委員会の届出を済ませていると思っております。

○委員（新橋 実君）

そのときも、農地であっても隣地境界の立会いはいらぬということなんですね。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

ここの伐採に入るときには、業者のほうで農地と市有林との境界というものがありますので、その境界確認を本来ならば業者のほうで市のほうに申し出て、確認をしてから伐採に入るとするのが当然だと思います。業者のほうでそのところが認識不足だったのではないかとこのように思っております。

○委員（厚地 覺君）

この議案提案がなされましてから、私も現地調査を行ったわけですが、市有林の監視人というのがあるわけですが、市有林の監視はどのような状況になっているんですか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

市有林の監視人ということで、牧園地区が9名というふうになっております。9名は月1回の市有林の監視ということになっておりますが、主に造林地を監視しております、こういうふうに飛び地になった雑木林の山までは手が回らないということで、ここについては監視箇所として監視をしていないという状況でございます。

○委員（厚地 覺君）

この賠償額の算定基礎というのは、どのようなものなんですか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

賠償額の算定の根拠につきましては、九州の用地対策連絡協議会の損失補償基準標準書というのを基に算出を致しました。

○委員（厚地 覺君）

これは始末書はもちろん提出はされているわけですね。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

私どものほうで、9月18日に現地調査を致しまして、その後、本庁の林務水産課と連携を取りまして、始末書の提出をということで、10月1日に提出がなされております。

○委員（中馬幹雄君）

この太陽光発電建設予定地ということは、畑ということで農地ですよ。これにつきましては、農業委員会のほうに転用申請がなければいけないと思うんですが、そこは確認されておりますか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

申しわけございません。転用申請の書類の確認は致しておりません。

○委員（中馬幹雄君）

先ほど畑と言われましたよね。実際に畑だったわけですよ。そうしますと、その転用申請につきましては、やはり隣地の道路であれば、そういう形で隣地境界の立ち会いが必要ではないかと思うんですが、どうですか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

市有林との境界については、相手方からの申請がありませんでしたので、境界の立ち会いはしておりません。

○委員（岡村一二三君）

相手方は市の指名業者さんですよ。市有林と、この太陽光発電建設予定地に隣接している境界確認、あと長狭物がありますよね。それも担当課で立ち会わないといけないと思うんですよ。それらは相手方からは相談があったのか、なかったのか。

○牧園総合支所産業建設課長（白石耕二君）

法定外公共物のほうにつきましては、境界確認の申請書がなされておまして、境界立ち会いを行っているということでございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

ないようですので、これで議案第103号についての質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時25分」

「再開 午後 1時30分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に議案第93号、94号、95号及び議案第100号の指定管理者の指定について審査いたします。この議案4件について、一括して執行部の説明を求めます。

○商工観光部長（藤山光隆君）

議案第93号、94号、95号、100号、指定管理者の指定について一括して御説明いたします。本案は、霧島市国分ハイテク展望台・霧島市台明寺溪谷公園、霧島高原国民休養地・霧島市牧園B&G海洋セ



ンター、霧島高原国民休養地乗馬施設、霧島市塩浸温泉龍馬公園の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者となる団体の名称及び指定の期間について、議会の議決を求めるものです。本年6月9日から7月14日までの間、指定管理者を公募し、応募のあった団体について霧島市指定管理候補者選定委員会で審査し、その審査結果に関する市長への報告に基づき、平成27年4月1日から平成32年3月31日まで5年間管理を行わせようとするものです。詳細につきましては担当課長が御説明を申し上げますので、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○観光課長（八幡洋一君）

議案第93号指定管理者の指定について説明いたします。現在、一般財団法人霧島市施設管理公社を指定管理者としている霧島市国分ハイテク展望台及び霧島市台明寺溪谷公園について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回、公募を行ったところ、NPO法人霧島ふるさと命の森をつくる会、大成ビルサービス㈱、一般財団法人霧島市施設管理公社、(有)熊南空調システムの計4団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、大成ビルサービス㈱が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、大成ビルサービス㈱に平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。3ページの募集要項4を御覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)展望台・公園の維持管理に関する業務の外、以下5項目の業務内容となっております。次に3ページの募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は市から支払う委託料によって賄うこととしております。指定管理期間中に市が支払う委託料の額につきましては、先の2課の説明と同様でございます。次に4ページ募集要項8の参加資格についても、先の2課の説明と同様でございます。次に6ページ募集要項14の選定方法についても、先の2課の説明と同様でございます。「審査基準と配点」の主な項目も、先の2課の説明と同様でございます。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について（報告）」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書3ページをご覧ください。こちらに委員会の構成をお示ししていますが、今回は19の施設を審査するために、委員会を四つの区分に分けています。霧島市国分ハイテク展望台及び霧島市台明寺溪谷公園は、委員会区分1で審査を行っており、その委員は、内部委員が平野副市長はじめ他4名、外部委員が浜本奈鼓さん他3名の計9名となっております。次に4ページ目、「4審議経過」についても先の2課の説明と同様でございます。次の「5審査方法」についても、先の2課の説明と同様でございます。「審査基準と配点」は先ほどの募集要項と同じものが、10ページに記載してあります。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、それぞれの項目についてA～Fの6段階の評価をしています。評価の内訳は、先の2課の説明と同様でございます。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の8ページをご覧ください。選定意見については、

現在、指定管理者として黒石岳森林公園の管理実績もあり、多くの自主事業が期待できること、また、連携したスタンプラリーやイルミネーションの点灯などにより更なる誘客が期待できることなどの意見が出されました。以上で霧島市国分ハイテク展望台及び霧島市台明寺溪谷公園施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして議案第94号、指定管理者の指定について説明いたします。現在、福地建設㈱を指定管理者としている霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターについて、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回、公募を行ったところ、福地産業㈱の1団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、福地産業㈱が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、福地産業㈱に平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。4ページの募集要項4を御覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターの維持管理に関する業務の外、以下3項目の業務内容となっております。次に4ページの募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしております。また、指定管理期間中に市が支払う委託料の額は、先の2課の説明と同様でございます。次に5ページ募集要項8の参加資格についても、先の2課の説明と同様でございます。次に7ページ募集要項14の選定方法についても、先の2課の説明と同様でございます。また、「審査基準と配点」についても、先の2課の説明と同様でございます。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成についてご説明いたします。報告書3ページをご覧ください。こちらにつきましては議案第93号で説明させていただいた内容で内部委員が7名、外部委員が4名の計11名となっております。次に4ページ目、「4審議経過」についても先の2課の説明と同様でございます。次に「5審査方法」についても同様でございます。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて、先の2課の説明と同様でございます。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の8ページをご覧ください。選定意見については、利用者の利便性の向上が図られる提案や施設の効用効果を最大限発揮させる工夫、リピーター確保のための対応などの意見が出されました。以上で霧島高原国民休養地及び霧島市牧園B&G海洋センターの指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第95号指定管理者の指定について説明いたします。現在、霧島愛馬会を指定管理者としている霧島高原国民休養地乗馬施設について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回公募を行ったところ、霧島愛馬会の1団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査して頂き、霧島愛馬会が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、霧島愛馬会に平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。2ページの募集要

項4を御覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)乗馬施設の維持管理に関する業務の外、以下3項目の業務内容となっております。次に3ページの募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、以下先の2課の説明と同様でございます。次に4ページ募集要項8の参加資格については、先の2課の説明に加え要件に③の条例第11条第2項の利用料金種別内の行為を行うことのできる馬の確保ができることを加えております。次に6ページ募集要項14の選定方法についても、先の2課の説明と同様でございます。また、「審査基準と配点」についても、先の2課の説明と同様でございます。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書3ページを御覧ください。こちらにつきましても議案第93号で説明させていただき内容で、内部委員が6名、外部委員が4名の計10名となっております。次に4ページ目、「4審議経過」についても先の2課の説明と同様でございます。次に「5審査方法」についても同様でございます。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候補者選定審査表」を用いて実施しており、先の2課の説明と同様でございます。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の8ページを御覧ください。選定意見については、利用者の利便性に配慮した運営時間の提案や馬の健康管理にも配慮した運営、また、選手の育成にも寄与しているなどの意見が出されました。以上で霧島高原国民休養地乗馬施設の指定管理者の指定についての説明を終わります。続きまして、議案第100号、指定管理者の指定について説明いたします。現在、NPO法人薩摩龍馬会を指定管理者としている霧島市塩浸温泉龍馬公園について、平成27年3月31日で指定期間が満了することから、今回、公募を行ったところ、NPO法人薩摩龍馬会の1団体から応募がありました。本年8月、霧島市指定管理候補者選定委員会において審査していただき、NPO法人薩摩龍馬会が指定管理候補者として選定され、市長への報告がなされました。これに基づき、NPO法人薩摩龍馬会に平成27年度から5年間、指定管理者を指定しようとするものです。以下、お手元に配付している資料に基づき説明いたします。まず、資料1、募集要項に沿って募集条件等について説明いたします。2ページの募集要項4を御覧ください。指定管理者が行う業務として、(1)公園の使用の許可等に関する業務の外、以下6項目の業務内容となっております。次に3ページの募集要項6の管理に要する経費について、施設の管理に要する経費は利用料金収入、雑入及び市から支払う委託料によって賄うこととしており、以下先の2課の説明と同様でございます。次に4ページ募集要項8の参加資格についても、先の2課の説明と同様でございます。次に6ページ募集要項14の選定方法についても、先の2課の説明と同様でございます。次に、資料2「指定管理候補者選定に係る審査結果について(報告)」に沿って、選定委員会における審査経過等について御説明いたします。まず、委員構成について御説明いたします。報告書3ページを御覧ください。こちらにつきましても、内部委員が6名、外部委員が4名の計10名となっております。次に4ページ目、「4審議経過」についても先の2課の説明と同様でございます。次に「5審査方法」についても同様でございます。次に、審査に当たっては、資料5の「指定管理候

補者選定審査表」を用いて、先の2課で説明させていただいた内容と同じでございます。また、こちらの評点結果や、当該申請者を指定管理候補者に選定した理由である選定意見については、資料2の8ページを御覧ください。選定意見については、確実に利用者が増加傾向にあり、努力が認められることや、自主イベントを活用し、施設をメディアに取り上げてもらうというコンセプト、また、ウォークイベントなどが計画されていることを評価したなどの意見が出されました。以上で霧島市塩浸温泉龍馬公園の指定管理者の指定についての説明を終わります。

○委員長（下深迫孝二君）

ただいま説明が終わりました。これからこの議案4件を一括し質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（岡村一二三君）

ただいま93号から100号まで説明いただきました。ちょっと分からない点がありますのでお尋ねしますが、説明の中で委員会の委員名のところも触れてらっしゃるわけなんですけど、この観光部の委員の選考方法についてちょっとお尋ねしておきたいんですけど、いずれの施設も観光課推薦（関係団体）ということで、委員が選考されているが、これはどういった団体から選考されているのか。まずその点から。

○観光課長（八幡洋一君）

今回の委員会区分の1にあります関係団体の推進につきましては、霧島市観光協会の会長である方をお願いをしております。

○委員（岡村一二三君）

観光協会の会長さんをお願いしたということですよ。私ちょっとうがった見方をすると、あくまでも私の考え方なんですけれども、関係団体の方が委員会の委員になるというのはいかがなものかというのと併せて、この委員さんを選んでいらっしゃるのが観光課推薦、牧園教育出張所推薦、そういった方ですよ。いずれも行政が目届く範囲の推進をされていらっしゃると思うんですね。公募をされていらっしゃるわけですので、この辺の捉えをお示しいただけませんか。

○商工観光部長（藤山光隆君）

御指摘の件ですけれども、他の施設もそれぞれ総合支所のそれぞれの出張所であったり、所管する課であったり推薦しているわけですけれども、うちの四つの施設の特に観光課のほうで推薦を致しました部分につきましては、まず、この施設が観光の施設であるということで、その部分で県外・県内から来られる観光の方々の意見聴取等が十分できるという部分の中で、観光協会の代表者の方を一人お願いしたと、それともう一人の方につきましては、観光の中に食であったり、遊びであったり、温泉であったりとするんですけれども、そういう部分の中で食というのも重要なポイントになりますので、そういう視点からのまた必要性を感じまして、観光課のほうと致しましては外部の審査委員の4名のうちの二人については、そのような観点から推薦をさせていただいたような次第でございます。

○委員（岡村一二三君）

聞き漏らしたかもしれませんので、あと一点お尋ねしますが、この衛生施設課推薦、学識経験者ですよね。同じ名前の人に見えるんですが、どういった関係の仕事をされていらっしゃる人なんですか。まずその点を1点。

○観光課主幹兼観光地づくりG長（竹下淳一君）

浜本菜鼓さんのことですかね。浜本菜鼓さんはNPO法人くすのき自然館というNPO法人をやっていらっしゃる方で、今は始良市の重富海水浴場のほうで事務所を開いて、環境についての学習を子供たちとか大人とか、そういう方に教えていらっしゃる方でございます。

○委員（新橋 実君）

議案第93号についてお伺いします。ここは今回、公募を行ったところ4者が応募されたということで、非常に優秀だなと思うんですけども、その中で今回、新しい大成ビルサービスさんが取られたわけですけども、ここについてはこの選考理由を見ましても黒石岳森林公園のことが非常に取り上げて書いてあるわけですね。そしてこの方の実績を見ても類似業務の実績ということで、観光については霧島市黒石岳森林公園だけが一応観光で挙がっているわけですけども、ほかのところについてはもちろん全体の考え方として、ここが一番、こういう観光施設をやっていたかと思うんですけども、部長も一番これに携わっていらっしゃるわけですから、こういう観光に特化したような施設を見られているところが一番いいと思うわけですけども、これに特化して部長が特によく思われたところは何かありますか。

○商工観光部長（藤山光隆君）

この議案第93号の台明寺とハイテクの部分ですけども、ここにありますように既存の部分の中の市の公共施設を持って黒石岳等もやっけていらっしゃるんですけども、まずそこの連携というのを強く強調していただきました。というのも、確かに今の国分ハイテク展望台、それから黒石岳につきましても、季節的なもの、特に黒石岳は多いんですけども、そこと連携を図った部分を取り組んでPRをして大きくやっていきたいというような展開等もありまして、その他提案の中でやはり観光課の立場と致しましては、やはりそういう連携と体験型とか、そういうような提案があったものですから、私個人的にはそのようなところを評価して、この大成ビルサービスさんというのもいいのかなと感じたところでした。その他の委員の方々の意見もありましたけれども、個人的にはそのような形で一応私のほうもの推薦をさせていただいております。

○委員（厚地 覺君）

今回、議案第93号以外は94号、95号、100号は全て1者なんですよね。この95号の今の施設は特別だと思うんですけども、この93号だけ4団体も入ると、「あそこに応募してもだめだ」という諦めムードもあるんじゃないですかね。どうもおかしいと思うんですよ。その辺はどのように感じられますかね。なぜ応募がないのか。

○商工観光部長（藤山光隆君）

4件公募をしまして、三つの案件につきましては1団体しかないということでございますけれども、

私どもも一応公募をした時点では、ある程度数社は来ていい提案等ができて、しっかりした選定ができるのかなと思っておりましてけれども、最終的には現在、指定管理を受注していただいている団体がそのままということでございました。施設の魅力等、いろいろ私どもも公募をする際には出すんですけども、結果的に1者しか応募がなかったと。その部分につきましても、その経験、それからやってきていただいていること等も含めまして、最終的には1者であったんですけども、候補者ということで結果的には認定をさせていただいておりますけれども、恐らくそれぞれ過去やってきていただいて、それぞれの独自の自主事業等もあり、そういうところを判断すると、他の公募をされるところが、それ以上の提案ができないというような判断もあられたのかなというような気がしているところでございます。感じたところはそういうところでした。

○委員（厚地 覺君）

言葉は悪いですけども、ちょっと談合みたいな感じもするんですよね。例えば熊南空調システムとシルバー人材センターが浜之市ふれあいセンターを争った、あのときに熊南は議会で否決された。だけどその後、あそこは市でやっているんでしょう。だから、1者では比較のしようがないんですよね。その辺をどう点数を付けられるのか分からないですけども、それはそれとして、この議案第94号、以前、公園で入場料を取ったという問題がありましたけれども、この中に「指定管理者が自らの収入として収受する利用料金制度を採用しますと、利用料金は条例で定める額の範囲内で指定管理者が定めるものとしますが、料金を定める場合はあらかじめ市長の承認を受けなければなりません」とありますけれども、あの時点で市長は利用料金を取れと言われたんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

霧島高原国民休養地の設置及び管理に関する条例の第9条の中に、休養地の施設設備等の利用については、別表第1に定める使用料を徴収すると書いてございます。その中の別表の中に入材料について一人1日210円というものが記載をされております。これに基づいての徴収だと思っております。

○委員（厚地 覺君）

そしたら、なぜ廃止されたんですか。

○商工観光部長（藤山光隆君）

その件につきましては、指定管理に出したときに、この施設が本来、オートキャンプ場という取り扱いになっておりまして、そのために利用される方の入材料ということで出していたんですけども、今、議員の質問は恐らく花見の時期に一般の方が入って、その分の入材料を取ったということではなかったかと思うんですけども、その時点ではそのような取扱いの中で、とにかく入ってきたら、あの中でことを起こすときには、入材料という形で徴収をするというような認識の中で、指定管理者のほうがされていたんじゃないかと思えます。そういうことで、一時期、地元の利用者の方からなぜかというようなことがありましたときに、市のほうもこれに基づいてということだったんですけども、協議をした上でやはり地元の方への利用ということで、その花見の部分とオートキャンプ場としての利用の部分というのは、やはり区分をしたほうがいいんじゃないかということで、その後、そういう

花見等についての部分というのは、徴収をしなくなったというふうに聞いております。

○委員（厚地 覺君）

その入村料というのは、花見の時期だけうんぬんというのは、その部分はもう内容的には削除されているわけですね。

○商工観光部長（藤山光隆君）

まず、要綱のほうは入村料については、本来の利用の部分がありますので、その部分についてはそのまま生きるという形で残してございます。ただその花見等に対する部分というのは、エリアを決めてその後実施するというので、今は指定管理者の自主事業という形の中で開放をして、皆さんに無料開放しているということでございます。

○委員（厚地 覺君）

口約束とならないように、きちんとした規定をつくっていただきたいと思います。それと、今年再三てんぐ巢病のことは申しましたけれども、今年は頭を伐採した。あれは市が要請したのですか、それとも管理者団体が独自にやったんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

てんぐ巢病につきましては、今年度は非常に状況が悪いということで、剪定等をお願いいたしました。剪定のお願いはしましたけれども、実施されたのは指定管理者が剪定をしたということになっております。剪定につきましては専門の方々の御意見を聞きながらしたということで聞いております。

○委員（厚地 覺君）

結果がどうであるか分からないですけれども、そこは市として責任を十分に感じていただきたいと思います。それと95号、愛馬会の地馬というのは何頭いるのか、それと預託馬は何頭か、たしか霧島市の所有馬がいたと思うんですが、それが何頭いて霧島市の所有馬の時価は今、どのくらいになっているのか。お教え願います。

○観光課長（八幡洋一君）

霧島市の馬は議案第93号の33ページに書いてございます。ポニーが2頭、乗馬用の馬1頭、合計3頭の乗用馬はいましたけれども、昨年2頭のうちの1頭は目が見えなくなって餌を食べなくなったと、もう1頭につきましては、起き上がれなくなったということで、獣医さんに来ていただいて安楽死という形で、2頭は亡くなったということになっております。そのため、市で持っているのはポニーが2頭、乗用馬が1頭ということです。そして、愛馬会が持っている馬につきましては、常用できる調教が済んだ馬が6頭いるということになっております。預託馬については確認を取れておりません。

○委員（厚地 覺君）

今、ポニーを含めて3頭ということですがけれども、この補充は考えていらっしゃるわけですか。例えば、今の馬も五、六年すれば歳を取ってくる。今度は国体に備えて今のうちに優秀な馬を補充するという考えはないんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

昨年、その2頭の馬がいなくなったときに、愛馬会の長命さんとも協議をさせていただいて、やはり補充が必要ではないかという話をうちのほうからもさせていただきました。その中で馬というのはなかなか市が予算を組んで、100万円をお願いしますとして連れて来ても、それがなかなか調教がうまくいくのか、いかないのかという問題もある。誰が調教するのというようなこともあったりして、なかなか難しいということがあって、その時点では方向性が決められなかったということがあります。今年、国体等が実施されるというようなことが計画されておりますので、今後、市のほうで本当に備品としての馬が必要であれば、協議をしながら進めていかないといけないかなと考えております。

○委員（厚地 覺君）

ベテランが見れば馬の素質は見抜けるんですよ。だからその辺は早急に対応していただきたいと思えます。それと、議案第100号ですが、テナントが相当入っておりますけれども、このテナント料も指定管理者が全部受け取るんですか。それとも無償で貸しているんですか。一部の人からは、一人の人間ばかり入って、自分らは入る所がないという話もありますけれども、それは指定管理者が指定してテナントを出させているんですか。

○観光課長（八幡洋一君）

今、塩浸温泉龍馬公園にある売店については、直営ということで指定管理者が行っておりますので、テナントという位置付けではなくて、自主事業という捉え方で許可を出しております。

○委員（厚地 覺君）

その売店は要綱でも当初から入っていたわけですか。

○観光課長（八幡洋一君）

前回の指定管理者の公募のときに、自主事業でそういう売店業務と、龍馬に関するグッズを売ったりとか、特産品を売ったりというようなものが提案をされていて、今の現状で販売されているということでございます。

○委員（中馬幹雄君）

議案第100号ですが、参考までに龍馬公園は何年間か掛かって整備されたと思えますけれども、何年掛かって総額幾らになっているか教えてください。

○観光課長（八幡洋一君）

当初、福祉の施設がございました平成20年、21年で整備をして、平成22年の5月1日にリニューアルオープンをしております。確か事業費については3億円ぐらいではなかったかなというふうに記憶しております。詳細につきましてはまた後でお示しいたします。

○委員（中馬幹雄君）

平成22年の5月1日を皮切りにいろいろされていると思います。くらいじゃなくて正確な数字を年度ごとに教えてください。というのは、大体、こういう施設整備のときには大きなビジョンというか計画があって、何年越するということであれば、1回目はここ、2回目はここという形で計画的にやると思うんですけれども、あそこの場合には次から次に追加、追加というような形で、これは前議員



の方たちのときだと思うんですけれども、予算の中ではそう大きい数字ではなく、チッパハッパがずっと出てきたと。それで総額にすると何億円という数字になったかと思います。ですから年度ごとの事業費をお知らせください。

○商工観光部長（藤山光隆君）

今、手元に持っておりませんので、後ほど事務局を通じて配付させていただきたいと思います。

○委員（新橋 実君）

議案第100号ですけれども、あそこは非常に223号線と近くて、駐車場もなかなか厳しいところにあるわけですよ。その中で、警備員の方たちを用意されて交通整理はされていらっしゃるわけですけれども、今まで事故の報告とか、そういったのはなかったのか。

○観光課長（八幡洋一君）

今、指定管理者が警備をお願いしておりますけれども、そこからも事故報告書が上がってくるようになっておりますが、今のところ若干接触事故等があったみたいですが、大きな事故等は一切これまではないというような現状になっております。

○委員（新橋 実君）

年間、約20万人の方が見えていると書いてあるわけですけれども、下の駐車場と、上のほうにも駐車場があるわけですよ。大体、この駐車場の利用状況の比率はどのようになっていますか。

○観光課長（八幡洋一君）

きちっとした台数をチェックをしているわけではございませんけれども、龍馬公園のほうでイベントを実施した場合、ウォークの参加者は第二駐車場に止めてくださいというようお願いをしておりますので、ザッと9対1くらいで、第二駐車場が1、既存の駐車場が9というような利用状況ではないかなと思っております。

○委員（新橋 実君）

龍馬公園の下のほうから上に登っていく階段がありますよね。あそこは崖があって非常に厳しいところなんですけれども、手摺も付いているみたいですが、あそこで怪我をされたりとか、そういったことはないですか。

○観光課長（八幡洋一君）

そこで人が怪我をしたとか、事故をしたというのは聞いておりません。あそこは基本的には地域の方々から上のほうから温泉に入りに来られたりとかというようなことですが、高齢の方々もいらっしゃるけれども、これまで転んで怪我をしたというのは聞いておりません。

○委員（岡村一二三君）

今、龍馬公園のことが出ていますが、駐車場の話も出ました。上のほうの駐車場がありますよね。今おっしゃった第二駐車場ですか、あの借り上げ料は年間幾らで、支払いはどっちですか。指定管理者が払っていらっしゃるのか。

○観光課長（八幡洋一君）

契約につきましては、指定管理者が直接行っていただいております。年間の賃借料につきましては17万550円ということで、指定管理者のほうから支払をしていただいております。

○委員（前島広紀君）

議案第93号についてお伺いしたいと思います。1ページの6番に展望台の利用実績は書いてあるんですけども、台明寺溪谷の日曜日の利用者数は大体分かりませんか。分からなければ、分からないで結構です。

○観光課長（八幡洋一君）

これまで、台明寺につきましては清掃等とか、そういう管理業務をいただいております、カウンターについてはとっておりませんので、利用状況は把握しておりません。

○委員（前島広紀君）

夏の7月、8月の頃なんですけれども、日曜日はすごく利用者さんが多いんですよ。車もすごく多いし、駐車場がすごく狭い状況であります。それは把握しておられますか。

○観光課長（八幡洋一君）

夏の時期になりますと、観光課のほうにも毎日のように問い合わせがきております。そういう中で我々も現地を確認したりしておりますけれども、非常に多くの小さな子供さん連れの家族が多いということでは認識しております。

○委員（前島広紀君）

そういう状況の中で、離合ができないんですよ。上に駐車場があるんですけども、来る途中の道がすごく狭くて、離合ができない状況で、行く車と帰る車がどちらも進まない状況を目にするものですから、駐車場の整備をしていただきたいと思うんですけども、どうでしょうか。

○観光課長（八幡洋一君）

そのような状況もありまして、建設部のほうとも現地を見に行ったりして、要望もうちから上げたという経緯もありますけれども、なかなか財政的な面とか、優先順位とか、そういうところからいまだに実施していただけないというような現状でございます。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第93号、94号、95号及び議案第100号についての質疑を終わります。先ほどの費用については、提出をお願いします。ここでしばらく休憩いたします。

「休憩 午後 2時22分」

「再開 午後 2時40分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に自由討議に入りますが、自由討議については会次第に記載の（1）から（9）の順に行います。まず議案第96号及び議案第97号の指定管理者についての自由討

議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第96号及び議案第97号についての自由討議を終わります。次に議案第105号、区域を越えて宮崎県都城市道の路線を認定することの承諾についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第105号についての自由討議を終わります。次に議案第78号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第78号についての自由討議を終わります。次に議案第102号、議決事項の一部変更についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第102号についての自由討議を終わります。次に、議案第77号、霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第77号についての自由討議を終わります。次に、議案第92号及び議案第99号の指定管理者の指定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第92号及び議案第99号についての自由討議を終わります。次に、議案第101号、字の区域の変更についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第101号についての自由討議を終わります。次に、議案第103号、和解することについての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第103号についての自由討議を終わります。次に、議案第93、94、95号及び議案第100号の指定管理者の指定についての自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第93、94、95号及び議案第100号についての自由討議を終わります。以上で自由討議を終わります。次に、議案処理を行います。議案処理については、議案番号順に順次行います。まず、議案第77号、霧島市公設地方卸売市場の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第77号について、原案のとおり可決することに御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第77号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。次に、議案第78号、霧島市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第78号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第78号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第92号、指定管理者の指定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第92号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第92号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第93号、指定管理者の指定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第93号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第93号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第94号、指定管理者の指定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第94号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第94号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第95号、指定管理者の指定について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第95号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第95号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定

しました。次に、議案第96号、指定管理者の指定について討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（木野田誠君）

私は議案第96号に対して、反対の立場で討論に参加したいと思います。まず、内部評価等におきましてもPPP(株)は最高ランクの評価を頂いている事業者であります。5年間続けて来られているわけですが、内部評価もいい評価を頂いている業者であります。そこらの今までの努力も鑑みなければいけないと思いますし、また、この城山公園につきましても、いろいろな平地の公園とは違っていて、いろいろな技術を要するような場所でもあります。また、ゴーカート等の機械の整備等も専門的な知識が必要があるところがございますので、やはり今まで培われた技術を持って、経験されたところを評価するべきだという意見で、反対としたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。以上で討論を終わります。採決します。議案第96号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者4名、したがって議案第96号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第97号、指定管理者の指定について討論に入ります。討論ありませんか。

[[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第97号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案97号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第99号、指定管理者の指定について討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第99号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と言う声あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第99号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第100号、指定管理者の指定について討論に入ります。討論ありませんか。

[[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第100号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

[[「異議なし」と言う声あり]

御異議なしと認めます。したがって、議案第100号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第101号、字の区域の変更について討論に入ります。討論はありませんか。

[[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。採決します。議案第101号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第101号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第102号、議決事項の一部変更について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第102号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第102号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第103号、和解することについて討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第103号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第103号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。次に、議案第105号、区域を越えて宮崎県都城市道の路線を認定することの承諾について討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。採決します。議案第105号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第105号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。以上で議案処理を終わります。次に委員長報告に付け加える点はありませんか。

○委員（新橋 実君）

今回、指定管理の議案が非常に多かったわけですが、私たちの委員会に付託された議案は1者であって、なかなか競争原理が発揮されていないような状況がありました。この状況では、これまでの指定管理の実績はいいのか、悪いのか、なかなか理解できないというようなふうに思いました。1者しかいなければ、議会としても対応できないというようなこともあります。今回、建設部と農林水産部の公園の指定管理の中で、都市公園と農村公園という指定管理が別々にされておりましたけれども、今後はやはり同じような施設でありますから、縦割りではなく、横のつながりをとっていただいで、同じような施設でありますから、一緒に指定管理をしていただければ同じような形で公園の整備もできるんじゃないかと思っておりますので、それをしっかりと委員長には付け加えていただきたいと思います。

○委員長（下深迫孝二君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、ただいまの御意見を織り込むこととし、報告については委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにさせていただきます。ここでしばらく休憩いたします。

「休 憩 午後 2時56分」

「再 開 午後 2時59分」

○委員長（下深迫孝二君）

休憩前に引き続き会議を開きます。閉会中の所管事務調査についてですが、これはまた、皆さん方のほうで検討しておいていただき、事務局あるいは私のほうに申し出ていただけたらと思います。今回は、産業建設常任委員会の所管事項についてとして、提出したいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それでは、そのようにいたします。次に、その他として何かありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで本日の日程はすべて終了しました。以上で産業建設常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 3時00分」

以上、本委員会の概要と相違ないと認め、ここに署名する。

委員長 下深迫 孝二